国立国会図書館　　タイトル『熊野三山儀』　請求記号 す-141

熊野三山儀

す
141

購入
昭34. 3. 9
ム65331

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』 請求記号 す-141

す
141

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』　請求記号　す-141

蓬左藏

撿校宮仰紀綱叙
熊野三山儀

寛暦七年

国立国会図書館

国立国会図書館　　タイトル『熊野三山儀』　請求記号　す-141

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』　請求記号 す-141

御正體ト金銀幣ニ有之候
長押ニ之ニ掛名ヲ御備
ル以来御供ヲ中ニ分ニ
不至御事無之雖仕
候社家ヲ御日限ヲ延ル
候様ニ雖申出ル分ニ
書付ヲ指出ル中ニ
之ヲ金銀幣ニ社ニ神
ニ名ヲ金銀ヲ御備
如先規天下泰平
御祈禱奉ル為御
宮ヲ御
ル分ニ
御供ヲ内陣ニ御
先規不
ル
長押ニ掛
御社ヲ御日限ヲ延ル
少ク右御正體一社ニ神
御祈禱ヲ為ニ御

此外右御正躰一社々々神前ニ構ヘ置候年
御祈祷之為本海此御ニ仕候者以書付済之
中之外ニ付而清ク器本中家之清候子之難候ら
御社家之権出先規天下泰平
宝祚延長之御修法清祈祷并清浄之為本願
並以後那智山ニ為成此外先又御正躰不
本宮此外清宿坊実報院ニ之迄陪此外
牛王宝印之以清修中之清修霊験之節々

之中ニ成安宝也々安部頭合ニ本件此候ヘハ
残宝此外本遠之由崖出候清修法之清浄本
海此候ニ仕候者以書付中之外右之上乾子御
吟味而御文之御進発之候継出来其之儀出来毎ニ
熊野之外ニ付所兄之止事清ク器り以御社家
之権天下泰平　宝祚清長久之清祈祷
清修清并為本海外　右三山共ニ社家社僧之
者共私意ヲ以猥上古之縁起清聴詮記ニ書掛ケ

御正躰享保年中清修造之砌より御無之
別勅之ニ致除此事先代未聞之致方悪しく

御采地并山林諸運上御免許之事

別紙御墨印之通山林諸運上御免許之旨被仰渡候事

御領内寺社領之儀者是迄之通可被相心得候事

古来之通諸社領并山林諸運上御免許之旨被仰渡候事

右之通被仰渡候事

十月

右之書付之通被仰渡候事

聖護院御門主様峯中法度之事

右之書付之通被仰渡候事

寛文十一年十月

聖護院御門主様峯中法度之事

右之書付之通被仰渡候事

寛文十一年十月

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』　請求記号 す-141

本宮江御若殿様如先規昨三日御参詣　宮
有之殿様ニも宝暦三年より毎歳御社参殿様
先規之通り諸事先規之通り御取行候而御座候
ニ付社家役人共之中ゟ相役ニ付御指支ニ
相成昨三日御参宮御延引殿様右之通指支ニ
相成一日御延引殿様社家中一等申候
奉存候事相済恐悦候

一佛像十二躰神前江長押ニ掛ケ候儀ハ神敵ニ
揚り候儀ニ付一七日燈明仕遷宮仕候儀ニ御座
候所も急ニ掛り相掛り候儀難仕御座候ニ付右
候所も御遷宮相済候ニ付右佛像十二躰を御
安置仕度奉存候御用捨ニ而御取計
被為候ニ仕度奉存候

一役行者大黒天本宮東門江安置仕度奉存候右
之通ニ御座　御札等ハ御取計被為候ニ
仕度奉存候前々より所々相願候ニ付

願候以上

宝暦十一年五月　日

本宮一臈
竹坊大蔵卿

[illegible]蔵人卿

頒与之

宝暦七年巳九月廿日

聖護院御門主様

御渡人高中

右之書翰之通被

仰出候間

御文一箱

竹坊大蔵卿

有馬藏人殿

越社中殿

口上覚

此度

聖護院御門跡様御入峯為

御名代

社参之為

勅使

兼勤仕候 御文箱

御守刀

御太刀

御馬

有之候 依之此度

御両船社長押ニ

掛置候様

仰渡候間 御船仕出

可申候 尤御船仕出

雑用之儀

御断申候 以上

掛ケ合候ニ付
[illegible]
[illegible]
[illegible]

今度　御入峯當山御宿坊并
諸末社御修覆
被仰付候ニ付而ハ
御入峯之節ハ毎社ニ而
御勤之事ニ候間
御遠慮
被成候様ニ
可被仰渡候
以上

寛文十年
九月十日

那智山
宝蔵院

右之書物ニ
御入峯之
節ハ
御遠慮
被成候様ニ
可被仰渡候
以上

寛文十年
九月十日

那智山
宝蔵院

一熊野三山検校職并新熊野検校職之事

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』　請求記号 す-141

一熊野三山検校職幷新熊野検校職之事

右

當御門跡宇称ヨリ十八代法務前大僧正增
円川院實清之時ニ至テ熊野三山検校職ヲ
始テ熊野三山検校職ヲ補ス御辈ヲ御
先達是ヲ伝ヘ法井時ニ奉綸旨ヲ御先達
又度々勅賞自然ニ綸旨ヲ賜ル

結構如斯　然ニ手続検校職ヲ綸旨ヲ
他門ニ一二度宣下ヲ
當御門跡傳来之綸旨ヲ
准三宮法務大僧正良
聖護院御門跡ヨリ
玉ヲ以テ代々他ニ
御相承ニ事ハ

新旨遠集ニ

准三宮良

新旨遣集二

惟二之度喻

代々の御ふかき
補し給ふ三山検校よ
達之法にかなひ梁も之無節し
神慮をもつて勤め
右御代々三山検校職後代
まで綸し法事也

一新熊野検校職し事
法白川院應保之年
勅宣於法皇熊野三所大権現令勧請
給ふ當 御門跡寺家
右ハ惟紀別熊野三山検校職之事
紀宮ハ於大今當
補別當職位令執
行玉殿後生事

右奉書事如件

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』　請求記号 す-141

右書事如件

年号月日

二月廿八日

社家中

寛文十年
卯月一日

若王子様
御役人衆

本書在岩坊

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』　請求記号 す-141

寛文十二年

本書在岩坊

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』　請求記号 す-141

御当社御門跡格式之儀ニ付御書付之通被仰出候間
向後御門跡ニ准シ諸事取扱可申候
尤御門跡ニ付来ル廿五日御参内之儀
御延引被仰出候事

明治十年
四月二日

熊野那智山
社家中

本書在官坊

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』　請求記号 す-141

欽言上

那智山検行廊之坊并社僧等

浅野幸長方

那智山ハ
三百余ヶ地御寄進有之、就其検行職として寺家支配
検行ニ付重而知行高検行廊之坊ニ相渡今押領致候事
右三百石之内拾石ハ南岳検行職として前検行職分之外ニ知行
仕候処先検行跡職之儀社僧中へ相渡シ申候而茂社中ニ無之候
当時候へハ依之検行へ渡り申候処西殿ニ検行領押領
不仕候而先前検行職ハ不及候事
一 従前検行者別而役儀も御座候、一社検行職ニ付御座候而甚上
当検行ハ当寺不知前前世々之古役ニ付御座候支
一 両山之社領ハ古来ゟの寄附末代ニ至て実録有之検行
譲り毛頭無之候条他国之
大納言様御代之寺領ハ御朱印中分山伏等
一 於聖護院御門跡様御補任頂戴仕官位を進ニ加へ申しも
自然貴方御計ニ而検行職ニ而配当之分を在々相続
拝領検行官位ニ而無之、当寺形儀等むつかしき申事ニ
而被申のを存じ而貴殿之社僧中御補任候て財物を
貴し而のち官位を申てとのことく申候共
後々官位不自由申ましく御遺跡之儀を就ニ申候而
右之趣委細同意仕候ニ付紀州之御奉行中へ申上
相済候ニ付而年寄中之参可有御座候而相談仕候
之段御停止之旨被仰付候ニも可罷成候旨

正保二年　九月六日

那智山　惣中　判

当検行　廊之坊　判

熊野山御奉行
若王子大僧正様
参人々御中

右恐言上

一 那智山社領として前々浅野幸長より

若王子大僧正様
名前

一 名恐言上
那智社領之内
三百石之地御寄進
被成候事
右之通ニ而
大納言様
御代
一 社領之儀
御寄進
被成候時
之執行
之儀ハ
従来
之通
執行
可仕候事
一 神領之儀
御寄進
被成候時
之執行
之儀ハ
従来
之通
執行
可仕候事
一 前世より
御補任
之儀
ハ執行
可申候
事
一 神領
有之
退転
仕候
古寺
法式
成果候事
右之外
細報
国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』　請求記号 す-141

成果ニ付事務取扱方ノ儀ハ別紙ノ通
右等ノ外取扱細則ノ儀ハ當山ノ
事情ニ通スル者ニ於テ取調ノ
上可伺出事

寛永拾年九月廿七日

熊野山
惣智山
執行代
法印
扇誉

熊野山
諸奉行所

一筆啓上仕候當山實報院相果候ニ付而ハ當山
事務取扱方ノ儀ハ別紙ノ通ニ候條
御門主様ヨリ直ニ御下知ノ被成下候ハヽ
可忝存候以上

九月廿七日

安養坊
刀判

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』　請求記号 す-141

九月廿七日

岩橋殿

安養寺刀利

水野淡路守利

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』　請求記号 す-141

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』　請求記号 す-141

いつれも無之候段承候、右是ニ有之請文
之上ニ而何之出入も宿坊ハ相付如此文
近年も右様之例出来候ニ付、紀伊中納言様宿
実報院権現坊と論出来候ニ付、両方和分山ニ
上り御申候ニ付、先年書付出入ニ付、実報院ハ松平
名字ニ而宿坊と御申候、権現坊ハ徳川ニ名
ニ而出入ニ付、両方之宿坊仕つきと申ニ付、上ル時
実報院より　権現様之御判ヲ差上申候
其後常陸介様御改之節、御判之儀御改候而名
書付以御申候　中納言様ハ　家康様と
清字ニ而出入之節御判[illegible]出方御宿坊と御申
候節実報院為宿坊ニ定り申候事
右之條々少も相違無御座候、以上

那智山
三蔵坊 印

正保五年
二月十一日

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』 請求記号 す-141

正保元年
二月十一日

御門跡様
御奉行所

何係書物此佛ニ被成手張叢案中合法花經中
爲成ハ理リ申難く宝轄状被相何係之書物
此佛像被成候花埠所用申宝冥之曜え申候

一 七代之代入佐家之井原ハ安藝之井原ニ而
法華經中候相智何係之書物ハ文義一
門之井原と有之候乾宝寳轄隠ニも文義
名字も清持候ニ付寶御免候來轄持申候く
井原ハ文義ニ而ハ云法花經候安方文義之状を
以安藝之井原ヨ論之ウ付申候思召之く
至とも候文文義名字も號何宝江安藝之
文義七流之一門ハ何れヨ有之候も来轄持
申上候事

一 驚智何係ニ古状當状頽状有之候も前ハ箭目
ちがい候古状之頽状ニ而法花經ニ古状ハ文義
一門之井原頽状ハ安藝之井原ニ而法花經之一も
相違設之申候古状之頽状古流ニ而ハ等

爲成之候ハ頽状ハ世有流行仕候法花山伏
之持申相而法花經ニ云法門且場所候

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』　請求記号 す-141

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』　請求記号 す-141

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』　請求記号 す-141

万治元年
十月朔日

岩橋法印
判

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』　請求記号 す-141

一 其年 [illegible] 大坂 [illegible]
[illegible] 報 [illegible]
[illegible] 御門跡様 [illegible]
[illegible] 御門跡様 [illegible]
[illegible] 進 [illegible]
[illegible] 東照権現様 [illegible]
[illegible] 法威 [illegible]
[illegible] 御門跡 [illegible]
[illegible] 報 [illegible]
[illegible] 代 [illegible]
[illegible] 報 [illegible]
[illegible] 御門跡様

進上

若王子滝宮

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』　請求記号 す-141

新勅行願ヶ中ニ
かゝる事無ニ付
右之趣可申上
寛文十年
正月廿日

天方備前守殿
若年寄衆

那智山
一寺面
右之外ハ
一社家
一社家年中勤行役
一従正一位
一社家

上格式
惣而徒者ニ
格式人
人
人

一滝本千日行者九人
神前鐘番所ニ

一 滝本千日参九人

神前鰐香炉打敷寄進

一 保人拾弐人

智山末寺

神前鰐

天台聖護院末寺

滝尊院

天台聖護院末寺

高泉坊

日 浄蔵坊

日 宝女坊

日 大蔵坊

日 宥賢坊

天台聖護院末寺

志学坊

日 右京

日 良順坊

大学

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』　請求記号 す-141

宿老天台書等
宿住坊
淨宝坊
宝壽坊
玄光坊
實源坊
楊梅坊
長納坊

日
天台法流
玄納坊
日
天台書等
民下
日
少納言
日
天台法流
大進

日
天台法流
教淨坊
右京

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』 請求記号 す-141

今我家滝尻坊
御書写之実報依而願之
如此書入之証拠者也
仍為後日之判形者

天文十壬寅年　　教清坊
　　右京

右三人ハ
社者

実源坊
玄光坊
玄珍坊

浄厳坊
志光坊

玄珍坊
教清坊

国立国会図書館　　タイトル『熊野三山儀』　請求記号　す-141

右七ヶ寺穀屋衆ハ檀那
之修理権檜助おゐ仕

那智山穀屋七ヶ寺

以上九人

右衆

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』　請求記号 す-141

右七ヶ寺都合ニ而修理破損檜皮葺ニ
し修理破損檜皮葺ニ
被仰渡候ニ付而ハ
被仰渡候ニ付而ハ

寛文八戌申年十二月廿六日
御裁許状之写
御裁許状之写
隆

一寛永十八年 先御代於駿府御評定
非法之義申懸停止之
事ニ付而ハ
事ニ付而ハ

白川論所之事未
熊野之事

白川邏記事ニ山木ニ
知ル熊野ニ
三山検校職ニ
年行事職霊ニ
誌文有ニ上ヲ熊野
ニ引導事
右御裁許三ケ條ニ最初ニ一ケ條

證誠殿　本地十一面観音
西御前　本地千
中御前　本地薬師如来
已上三所権現

若宮　本地童子　本地
禅師宮　本地地蔵菩薩

聖宮　本地童子　本地
児宮　本地地蔵菩薩

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』　請求記号 す-141

聖文　本地藥樹菩薩
兒文　本地如意輪觀音
小守　本地千手觀音
已上五躰王子
一万　本地文殊菩薩
十万　本地普賢菩薩　一所垂迹

勸請十五所　本地釈迦如来
飛行夜叉　本地不動明王
金持金毘　本地毘沙門天
已上四所明神
滿山護法　本地弥勒菩薩

一新文
大黒

一 新宮
大黒
行者

右毎年山伏東門破壊之節
新宮大黒行者共今度東門
出来之事

一 那智山伏代参之節法印補任
頭之事

一 那智山伏如意寺支配
頭之事 近年東方上之事

以一帖令絶州和歌山表江御使
者之節御馳走可申候 以上
宝永七庚寅十月六日

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』 請求記号 す-141

仕一帳差紙州和歌山表ニ御使
差越之候間最寄伊賀表ニ
而請取為差越候様ニ
書留如
寅歳七巳年
十月

寅年報院什物長三尺五寸
横壱尺壱寸掛物右同断
准三宮通興親王自筆ニ

国立国会図書館　タイトル『熊野三山儀』　請求記号 す-141

宝報院什物長二尺五寸
横三尺四寸掛物右之内
准三宮通興御自筆写
法華経一部般若心経
一巻阿弥陀経一巻廻向経
一巻御綱筆之経

貞享四年御入峯之節
御晩饗之節御書物判
之経当宮報院ニ有之

一和宮文五年御入峯之節
御晩饗之上書物之内ニ分晩饗
之節御付当都ニ御持参
之処ニ御立寄之節御持参
遷化之経此外ニ四巻
右御記録抜書

丑
十月

国立国会図書館　　タイトル『熊野三山儀』　請求記号　す-141

国立国会図書館　　タイトル『熊野三山儀』　請求記号　す-141

国立国会図書館　　タイトル『熊野三山儀』　請求記号　す-141